

令和8年度健康ビジネス付加価値向上支援業務委託仕様書

1 委託業務の名称

令和8年度健康ビジネス付加価値向上支援業務

2 目的

健康関連商品等の開発とその販路拡大への支援などを通じて、県内企業による健康ビジネスの取組拡大を促し、ひいては県内産業の付加価値向上を図る。

3 実施内容

(1) 健康ビジネスの普及促進に向けた意識啓発等

健康ビジネスに取り組む県内企業の拡大を図るため、効果的な普及啓発と関心を喚起する企画を提案すること。

(2) 健康関連商品等の開発および販路拡大への支援

ア マッチングイベントの開催

健康関連商品等の開発や販路拡大に向けたマッチングイベントを開催し企業間連携の機会を創出する。

(ア) 参加企業等の募集

- ・参加企業は、主に県内に本社または主要な事業所を有する企業とし、大学や分析・研究機関等も対象とする。
 - ・参加企業等は概ね20社以上とする。
 - ・参加企業等の募集は、積極的に業界団体・組合などの外部機関と連携すること。
- なお、募集については、県も協力する。
- ・提案時点において、想定する参加企業等がある場合には、提案書に記載すること。

(イ) マッチングイベントの内容等

- ・効果的なマッチングの創出につながる企画を提案すること。

イ 案件の創出

イベントに参加した企業等が、具体的な連携・取組へと発展させるためのフォローアップを行うこと。

- ・マッチング案件創出5件以上を目標とする。
- ・フォローアップの具体的な内容について、企業間の連携・取組の創出に繋がる効果的な企画を提案すること。

ウ 伴走支援プログラム

3 (2) イの支援により創出されたマッチング案件を対象とした、市場

投入までを見据えた持続的な取組へと発展させるための伴走支援について提案すること。

(ア) 支援対象の選定

- ・マッチング案件から、本支援プログラムとして3件以上を選定すること。
- ・選定に当たっては、市場投入までのスケジュール感、業種、企業規模、横展開性を考慮し、県と協議の上、決定すること。

(イ) 支援プログラム

- ・市場投入に至るまでの事業計画の立案や、取組内容の明確化に向けた支援など、次年度以降においても自走していくことのできる効果的な伴走支援プログラムの企画を提案すること。

エ 成果報告会

成果報告会を開催し、取組の横展開を図る機会を設けること。

オ 事例等の発信に向けた資料の作成

本支援で得られた取組事例を広く県内企業に発信するため、支援の概要や、支援により得られた成果・効果、具体の取組事例などをまとめた資料を作成すること。

(3) その他、健康ビジネスの創出や普及促進に係る独自提案

本事業に関連して、受託者が有する産学官金のネットワークを活かした、県内企業による健康ビジネスの拡大につながる独自の企画を提案すること。

(4) 運営事務局の設置

受託者は円滑に本業務を実施するため、必要な体制を整備するとともに、県と定期的な連絡調整が可能となる運営事務局を県内に設置すること。また、運営事務局には業務責任者と担当者を配置すること。

(5) 活動報告等

- ・活動の進捗状況の確認、情報共有、報告、相談・確認等を行うため、県と受託者の定期的なミーティングを開催すること。
- ・毎月、活動の状況について報告書を作成し、翌月10日までに県に提出すること。令和9年3月分については、その報告を実績報告書に代えることができる。

(6) 実績報告書の作成

- ・各支援プログラム、その他の支援、成果報告会などの各事業実施内容について実績報告書を作成すること。
- ・事業執行について効果測定・成果分析等を行い、実績報告書へ含めること。
- ・実績報告書は、紙媒体1部、電子データ（Word等の編集可能な形式）によることとし、令和9年3月17日までに県に提出すること。

4 その他

(1) 秘密の保持

- ア 本委託事業に関し、県に提出された提案書等は、本委託事業における契約予定者の選定以外の目的で使用しない。
- イ 本委託事業に関し、受託者が県から受領又は閲覧した資料等は、県の了解なく公表又は使用してはならない。
- ウ 受託者は、本委託事業により知り得た業務上の秘密を保持するとともに、契約目的以外に使用してはならない。また、契約期間終了後も同様とする。

(2) 個人情報の保護

受託者は、本委託事業を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び新潟県個人情報保護条例（平成17年新潟県条例第2号）等の関係法令を遵守しなければならない。

(3) 再委託の制限

受託者は、委託事業の一部を第三者に委託することができる。その場合は、再委託先ごとの委託事業の内容、再委託先の概要について事前に県と協議し、了解を得なければならない。

(4) その他

- ア 各事業の詳細は、受託者の提案を踏まえ、県と協議の上、決定すること。
- イ 受託者は、委託事業の進捗状況を適宜報告し、県と調整を図ること。
- ウ 県は必要に応じて、業務の実施状況について随時実地調査し、受託者に対して所要の報告若しくは資料の提出を求め、又は必要な指示を行うものとする。
- エ 本事業に関する所有権や著作権は、委託者に帰属し、委託者は、受託者に事前の連絡なく本事業の成果を二次的に利用できるものであること。
- オ 本委託業務の実施に要した経費については、現金出納簿、総勘定元帳等、実際の支払が確認できる書類に基づき事業費を清算すること。
- カ 委託期間終了後5年間は、本委託業務に関する以下の書類を保存すること。
 - ・見積書 ・発注書 ・契約書 ・納品書 ・請求書 ・振込依頼書
 - ・領収書 ・現金出納簿 ・帳簿、元帳
- キ 県が行う実地検査に協力すること。
- ク 本仕様書に疑義が生じたとき、または本仕様書に定めのない事項については、その都度、県と協議してこれを定めるものとする。

ケ 本事業の実施途中で問題、事故等が発生した場合は直ちに県担当者に連絡するとともに、受託者の責任において解決を図ること。